



【ご旅行条件(要約)】

[このパンフレットは、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。] この旅行は、一般社団法人若狭美浜観光協会が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集企画旅行契約を締結していただくことになります。

- ◆お申込書…ご旅行のお申し込みは、当協会所定の申込書に記載した必要事項を、ご記入の上、旅行代金を添えてお申し込みください。
- ◆旅行契約成立・・・当協会が旅行契約の締結を承認し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- ◆旅行代金に含まれるもの…旅行代金にはチラシに記載された日程のバス代、入場料金等が含まれています。
- ◆免責事項…次の場合は賠償責任は負いません。●天災地変・気象状況・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行中止。●運送・宿泊機関の事故若しくは、火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行中止。●官公署の命令、又は伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難。●運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地・対座時間の短縮。
- ◆特別補償…お客様が募集型企画旅行参加中に、生命、身体又は手荷物に被せられた一定の障害については、当協会の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定に定めるところにより、補償金及び見舞金をお支払いいたします。

(国内旅行傷害保険のおすすめ)安心してご旅行をしていただくために、お客様自身で保険をおかけになることをおすすめいたします。

◆取消料…お申込後、お客様の都合で旅行を取り消しされる場合は、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料(旅行代金をお支払いしていない場合は違約金)を頂戴いたします。(日程の変更も同様となります。)

旅行開始日の前日から起算して7日前に旅行契約を解除する場合…旅行代金の30%

旅行開始日の前日に旅行契約を解除する場合…旅行代金の40%

旅行開始日の当日(集合時間まで)に旅行契約を解除する場合…旅行代金の50%

旅行開始後(出発時間後)の解除又は無連絡不参加により契約放棄…旅行代金の100%

お客様により契約の解除、お客様の都合により旅行サービスの一部を受領しなかった場合、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- ◆当協会による契約の解除…以下の事項に該当する場合、理由を説明の上、契約を解除する場合がございます。●あらかじめ明示した申込条件の不適合(技能、または団体旅行における協調性に欠ける方)●病気、その他の事由により当該旅行(団体旅行)に支障がある場合。
- ◆個人情報の取り扱い…●当協会は旅行申込の際にご提供いただいた個人情報についてのお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。●当協会では、取り扱う商品、サービスのご案内・ご意見・ご感想の提供、アンケートのお願い・統計資料の作成・本旅行時撮影の写真を撮影したパンフレット、ブログ等の作成にお客様の個人情報を利用させていただく事があります。